

中津市の高齢者福祉事業のご案内

令和3年度版

中津市介護長寿課 高齢者福祉係

高齢者の方々が地域で安心して自立した生活を営むために、中津市では様々な事業を行っています。

高齢者のための施策は、①一般高齢者向け、②特定高齢者(現在要介護認定は受けていないが、要介護状態に進行していく恐れのある方)向け、③要介護高齢者向け、の大きく3つの柱があります。

今回は、主に一般・特定高齢者のうち、ご自宅で生活している一人暮らしや高齢者のみの世帯の方に向けた高齢者福祉サービスをご紹介します。

以下のサービスについてのご相談は、市介護長寿課又は中津市高齢者相談支援センターへお願いします。(連絡先は巻末に掲載)

在宅高齢者福祉事業

1. 緊急通報電話貸与事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、消防署へ直通で連絡できる緊急通報用電話を貸与することによって急病や事故等の際の不安感の緩和を図ります。

取付工事にかかる一部負担金
1台 4,466円

※取り付けには、NTTのアナログ回線の
固定電話が必要です。



<対象者>

おおむね65歳以上の1人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、緊急時の通報に不安のある高齢者のみの世帯。

<お申込>

市介護長寿課、各支所総務・住民課へ電話又は窓口へお申し出ください。

2. ひとり暮らし老人愛の訪問事業

75 歳以上の安否確認の必要なひとり暮らし老人の家庭に、乳酸菌飲料の配達を通じて訪問することで当該老人の安否の確認及び孤独感の解消に努めます【週 3 回配達(※一部、週 1 回配達)】。負担金はありません。

<対象者>

75 歳以上の安否確認が必要な 1 人暮らしの方。(※ご家族やご親戚の方が近隣に居て安否確認ができる方、介護保険によるデイサービス等(週 3 回以上)の利用により安否確認できる方は対象となりません。)

<お申込>

お住まいの地区の民生委員に申請をお申し出ください。

3. 中津市高齢者給食サービス事業

65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、食事の支度に支障のある家庭に対して、ボランティアグループによる給食を月に 1 回行います。

利用者負担金 1 回あたり 300 円

<対象者>

おおむね 65 歳以上の 1 人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯。

<お申込>

お住まいの地区の民生委員に申請をお申し出ください。

4. 中津市安心おでかけタクシー事業

要介護認定を受けた方や心身に重度の障がいがある方に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と日常生活の利便の拡大を行う。

<対象者>

中津市に住民登録を有し、市民税非課税世帯に属する方で、以下のいずれかに該当する方。

- ①身体障害者手帳・視覚障害 1 級・2 級・肢体不自由 1・2 級
- ②療育手帳 A 判定
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ④要介護認定 1～5

※ただし、いずれかの施設入所又は入院している方は除きます。

- ・地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ・総合支援法に規定する療養介護を行う病院、障害者支援施設、医療型障害児入所施設、児童養護施設
- ・その他、上記に準ずる施設と市長が決める施設

<助成金額> タクシー利用券 12,000 円分 (500 円×24 枚)

<有効期間> 毎年 8 月～翌年 7 月までの 1 年間

※ただし、毎年途中に申請した方は 1 カ月を経過するごとに 2 枚ずつ減じるものとします。(1 カ月当たり 2 枚)

(例) 9 月中に申請した人 ⇒ 22 枚交付 (1 カ月分の 2 枚を減)

1 月中に申請した人 ⇒ 14 枚交付 (5 カ月分の 10 枚を減)

※1 回の乗車につき、1 枚の利用券を使用することができます。ただし、乗車料金が 1,000 円を超える毎に使用枚数を 1 枚追加できます。

※利用できるタクシー会社については、ご案内送付時にお知らせします。

<お申込>

市介護長寿課、福祉支援課、各支所総務・住民課へお申し出ください。

5. 在宅高齢者住宅改造助成事業（自立支援小規模改造助成事業）

助成要件に該当する高齢者のいる世帯が、段差等で在宅での生活に支障がある家を高齢者向けに住宅を改造する費用の一部を助成します。毎年4月～5月に募集します。

《助成要件》

【対象者】

中津市に住所を有する住宅高齢者であって、下記のいずれかに該当する世帯

- ① 要介護認定を受けている65歳以上の高齢者がいる世帯
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ③ 75歳以上の高齢者のいる世帯

【所得の要件】

- ① 世帯における生計中心者の前年中の所得金額が200万円未満

《補助額》

- ① 一般住宅改造助成事業

助成基本額（上限60万円）の3分の2を助成します。

※介護保険の住宅改修で行う工事を含めての上限です。

- ② 自立支援小規模改造助成事業

助成基本額（上限30万円）の3分の2を助成します。

<お申込>

申請期間中（毎年4月下旬～5月中旬頃、市報に掲載します）に市介護長寿課へ申し出てください。※詳しい要件、申請方法についてはお問い合わせ下さい。

6. 中津市高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業

補助要件に該当する高齢者のいる世帯が、段差等で在宅での生活に支障がある家を高齢者向けに住宅を改造する費用の一部を補助します。

《補助要件》

【年齢などの要件】 65歳以上の高齢者がいる世帯

【収入の要件】

① 世帯全員の前年中の所得金額の合計が 350 万円未満

(高齢者のみの世帯：年金収入を含んだ合計、それ以外の世帯：年金収入を除いた合計)

《補助額》

対象となる工事費用が 30 万円から 150 万円の工事で、対象経費の 100 分の 20 を補助します。(最高 30 万円)

※介護保険の住宅改修で行う工事を含めての上限です。

【施工業者等の要件】中津市内に住民票がある個人又は市内に本店のある法人
〈お申込〉

毎年 7 月初旬頃に市報に募集記事を掲載します。介護長寿課、各支所総務・住民課へ申し出てください。申請書類についてご説明します。

7. 日常生活用具給付等事業

65 歳以上のひとり暮らし、寝たきり、要介護認定を受けている低所得の高齢者で、火の始末等で在宅での生活に不安がある場合、日常生活用具を給付または貸与します。所得による利用者負担があります。

《給付等をする日常生活用具》

① 電磁調理器 ② 火災警報器 ③ 自動消火器

④ 老人用福祉電話(耳の聞こえにくい方用の骨伝導式の電話)

〈お申込〉

市介護長寿課、各支所総務・住民課へ電話又は窓口へお申し出ください。

費用負担基準

	利用者世帯の階層区分	利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0 円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0 円
C	生計中心者の前年所得税年額 10,000 円以下の世帯	16,300 円
D	生計中心者の前年所得税年額 10,001 円～30,000 円の世帯	28,400 円
E	生計中心者の前年所得税年額 30,001 円～80,000 円の世帯	42,800 円
F	生計中心者の前年所得税年額 80,001 円～140,000 円の世帯	52,400 円
G	生計中心者の前年所得税年額 140,001 円以上の世帯	全額

8. 老人介護手当

在宅のねたきり高齢者又は重度認知症の高齢者及びその介護者が本市に引き続き1年以上住所を有する場合、介護者がそのねたきり高齢者及び重度認知症高齢者を引き続き1年以上介護しているときに、その介護者に対し、老人介護手当を年額12万円支給します。申請の基準日は10月1日、2月1日です。

※以下の要件があります。

- ・基準日の1年以内に入院していないこと。
- ・介護保険によるショートステイの利用が年7日以内であること。

9. 老人保護措置事業

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホーム（中津市養護老人ホーム豊寿園等）に入所することで生活の安定を図ります。

※以下の要件があります。負担金や入所までのスケジュール等詳細については市介護長寿課高齢者福祉係へお問い合わせください。

- ・中津市に住所を有する65歳以上の高齢者であること。
- ・介護保険の要介護以上の認定を受けていないこと。
- ・日常生活動作（衣服の着脱、入浴、排せつ等）について介助を必要としないこと。
- ・入院加療の必要がないこと。
- ・伝染性疾患を有し、他の者に伝染させる恐れがないこと。
- ・家族等が近隣に存在していても援助を受けることが困難と認められること。
- ・住居の状況等、現在置かれている環境下では生活が困難と認められること。
- ・入所の際には身元引受人となる方が原則必要です。
- ・申請する前に必ず施設の見学を行ってください。事前に予約が必要です。

敬老事業

1. 敬老行事・おしどり証の交付

敬老行事を開催する自治区に対し、75歳以上の高齢者1人×1,000円の報償金をお支払いします。また、喜寿、米寿、新百歳、地区最高齢者に対し記念品を贈呈します。

市内に住所を有する結婚後50年を経過し、金婚式を迎えるご夫婦に賞状と記念品を贈呈します。(申請時期：8月1日～8月下旬)

令和3年度の対象者 中津市に住所を有して3ヶ月以上経過する方

敬老行事 (昭和22年4月1日までに生まれた方)

※敬老行事については、対象者個人ではなく、敬老行事を開催する自治区に対して、報償金をお支払いします。本事業は、敬老行事の開催を促進するために取り組んでいる事業になります。そのため、敬老行事を開催しない自治区は対象となりませんのでご注意ください。

喜寿 (昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの方)

米寿 (昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれの方)

新百歳 (大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれの方)

おしどり賞(金婚式) (昭和46年9月1日までに婚姻した方)

2. 長寿祝金

市内在住の90歳、100歳の高齢者に対し、年額20,000円(90歳)、年額50,000円(100歳)の長寿祝金を支給します。該当者する方には、申請書を送付致します。

令和3年度の対象者 中津市に住所を有して1年以上経過する方

90歳 (昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれの方)

100歳 (大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれの方)

認知症支援事業

1. 中津市徘徊高齢者等SOSネットワーク

認知症等により、行方不明になる恐れのある方につき、事前にその方のお名前やお写真を登録し、実際に行方不明となった場合に、中津警察署・中津市消防本部・中津市が情報共有を速やかに行い、早期発見に資する事業となっています。また、ご家族の希望があれば、その他協力機関への搜索を依頼し、早期発見へ繋がります。

<対象者>

徘徊のおそれのある認知症高齢者又は若年性認知症患者

<お申込>

市介護長寿課、各支所総務・住民課の窓口へお申し出ください。

<必要なもの>

申請者の印鑑・対象者の写真（全身・顔写真）

2. 中津市どこ・どこサービス事業

認知症の症状により行方不明になるおそれのある方（ご家族）に対し、GPS機器（ポケットサイズ）の貸出を行います。また、合わせて「1. 中津市徘徊高齢者等SOSネットワーク」の登録をお願いしています。

<対象者>

認知症等により徘徊するおそれのある高齢者（※）を在宅で介護している者。

（※）介護保険法に定める要介護認定において要介護又は要支援と認定された徘徊症状がみられる者。（介護認定はないが認知症等により行方不明になったことがある場合は、GPS機器の貸与も可能です。）

<利用者負担金> 初期費用 1,500円（税抜き）

※初期費用の一部及び、月額利用料は市で負担いたします。

<お申込>

市介護長寿課、各支所総務・住民課へ電話又は窓口へお申し出ください。

<必要なもの>

申請者の印鑑・対象者の介護保険証

3. 認知症サポーター養成事業

認知症を正しく理解し、仕事や生活の中で認知症の方やその家族を援助する人材を（認知症サポーター）を養成します。

地域（老人クラブ等）や会社などで受講を希望される場合は介護長寿課高齢者福祉係の窓口にて依頼してください。少人数でも結構です。

4. オレンジカフェ

中津市では認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりに取り組んでいます。オレンジカフェはその一環で、認知症の人やその家族等が気軽に集まってお茶を飲みながら談笑したり、認知症についての相談が専門のスタッフにできるものです。

『「認知症かな?」と思ってもどこに相談してよいかわからない。』、『もっと気軽に相談がしたい。』という方は是非参加していただきたいと思います。

※参加料を100円～400円いただきます。（昼食は別途負担）

○スタッフ

スタッフは医師、社会福祉士、看護師、ケアマネジャー等の専門職、行政職員等となっています。安心してカフェに来てください。

○現在の開催場所（各会場、月1回～3ヶ月1回程度開催しています。）

旧中津市：ふるかわメディカルクリニック

村上記念病院 通所リハビリテーション エルダーカマー

特別養護老人ホームさわらび

特別養護老人ホーム悠久の里

三光：三光公民館

本耶馬溪：喫茶音猫・特別養護老人ホームかえで

耶馬溪：やすらぎ荘ダイルーム

山国：槻木交流センター・山国社会福祉センター

その他、移動式オレンジカフェもあります。

○開催日等は下記までお問い合わせください

市介護長寿課 高齢者福祉係 0979-62-9807

5. 中津市もの忘れ対応支援チーム

もの忘れ対応支援チームとは、ご本人やご家族等から相談を受け、もの忘れなどの認知機能の低下が見受けられる方等のご自宅を訪問し、必要な支援を行い、自立した生活のサポートをする専門職のチームのことで、チームは中津市高齢者相談支援センター村上に設置しています。

※専門職：医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士など

高齢者相談支援センター村上 もの忘れ対応支援チーム

連絡先：0979-23-0833

6. 認知症家族のつどい

認知症の方を介護する家族が集まって、困りごとや不安なこと等を家族同士で意見交換したり、介護の仕方について学んだりします。

<開催日> 毎月第1木曜日（13：00～15：00）

<開催場所> 中津市教育福祉センター

その他の事業

1. 老人クラブ助成事業・生きがいと健康づくり事業

老人クラブに対し、活動等に要する経費の一部を補助します。高齢者の生きがいと社会参加を促進するために各種の事業を実施します。

豊の国ねりんピック、レクスポ祭、シルバースポーツ大会、シルバー作品展、芸能大会等

2. 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業

高齢者虐待防止のための地域ネットワークの構築を図るとともに、虐待防止に関する啓発活動を行います。

また、高齢者相談支援センターと協働し、高齢者の虐待事案の早期発見に努めるとともに、虐待の解消に向けた高齢者・養護者の支援を行います。

最後に

市介護長寿課では、ここまでに紹介したサービス等のほかにも、在宅高齢者や介護する家族へのサービス等を行っています。

また、介護保険の要介護認定や各種介護保険事業も行っています。

「わからない」、「もっと詳しく知りたい」、「ここが不安だ」という方は市介護長寿課又は高齢者の総合相談窓口である高齢者相談支援センターにご相談してください。

中津市 福祉部 介護長寿課

〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3

代表電話番号 0979-22-1111

- ◎ 介護係【介護保険の保険料や介護保険事業に関すること】
TEL 62-9804
 - ◎ 介護予防係【介護予防・日常生活支援総合事業に関すること】
TEL 62-9805
 - ◎ 介護認定係【要介護認定に関すること】
TEL 62-9806
 - ◎ 高齢者福祉係【上記以外の高齢者に関すること】
TEL 62-9807
- 介護長寿課専用ファックス番号 0979-26-1217

中津市高齢者相談支援センター

名称	担当地域	TEL
いずみの園	今津・大幡・如水	62-9000
三光園	小楠・鶴居・三保・和田	53-9820
創生園	豊田・沖代	24-6015
村上	北部・南部	23-0833
社協	三光・本耶馬溪 耶馬溪・山国	27-8877

※高齢者相談支援センターとは、
「地域包括支援センター」の愛称です。